

安心の法律サポートで、あなたを守る

# LEGAL PLUS

弁護士法人 リーガルプラス

広報誌 L+PRESS 2018.7月号

発行/弁護士法人 リーガルプラス  
代表/谷 靖介 [東京弁護士会所属]  
所在地/〒103-0027 東京都中央区日本橋3-1-4 画廊ビル7階  
お問い合わせ/TEL: 03-4455-9129 FAX: 03-6265-1132  
ホームページ/https://legalplus.jp/

## 債権譲渡禁止特約に関する民法改正について

2020年4月1日から改正民法が施行されます。今回は、債権の譲渡禁止特約に関する改正のポイントについてご紹介いたします。

### 沿革

債権譲渡とは、債権者の債務者に対する債権（売掛債権等）について、債権者が第三者に売買等により譲渡し、債権を第三者（譲受人）に移転することです。

債権は原則として自由に譲渡することが可能ですが、譲渡の禁止を定めることも可能です（現民法466条）。譲渡禁止特約は、弁済相手を固定することで債務管理の手間や二重払いのリスク、譲受人による過酷な取り立て等から債務者を保護する機能があります。

債権譲渡禁止特約に違反してなされた譲渡の効力については、原則無効とされており、債権者が債権譲渡によって資金調達をすることの支障となっているとの指摘がありました。

### 改正法の内容

#### 1.効力

改正後の新法では、当事者が債権の譲渡を禁止又は制限する特約（以下、「譲渡制限特約」という。）を結んだ場合であっても、債権の譲渡は有効である旨規定されました。これにより新法では、譲渡制限特約があり、その特約について譲受人が知り、又は知らないことに重過失があっても、債

権者は譲受人ということになります（ただし、預貯金債権は除外されます）。

#### 2.債務者の保護

譲渡制限特約を知り、又は、知らないことに重過失のある譲受人に対しては、債務者は弁済を拒むことができ、譲渡人に弁済等をすれば免責されます（新法466条3項）。特約に反する譲渡が有効であることと矛盾するようにも思えますが、この場合、譲受人は債権者からお金を受け取ることで譲り受けた債権の回収をすることになります。

また、債務者は譲渡制限特約付きの金銭債権が譲渡された場合は供託することができます。これは、譲受人が譲渡制限の特約の存在を知っていたか否かが分からず、債務者が新法466条3項の弁済拒絶に踏み切れない場合があるので、供託を認められたものです。

#### 3.譲受人の保護

債務者が弁済期に支払いをしない場合において、譲受人が債務者に催告し、債務者が相当の期間内に譲渡人に支払いをしないときは、新法466条3項の適用はなく、債務者は譲受人に支払いをしなければなりません。

また、譲渡人に破産手続の開始決定があったときは、譲受人は、譲渡制限特約を知り、又は、知らないことに重過失があっても、債務者にその債権の全額に相当する金銭を供託させることができます。

### 今後について

取引契約の中で、債権の譲渡制限特約を締結するケースは少なくありません。改正民法施行後は、売掛債権を譲渡したり、継続的に発生する債権を金融機関等に担保として提供したりして、企業による資金調達の可能性が広がることが予想されます。



【成田法律事務所】  
所属弁護士  
齋藤 怜奈  
(さいとう れな)

### プロフィール

明治大学法学部卒業、早稲田大学法科大学院修了後、弁護士登録（千葉県弁護士会）。  
主に、交通事故、労災事故、債務整理、過払い金回収、相続、離婚、中小企業法務（労務問題）を中心に活動を行う。趣味は読書、映画鑑賞。

### 顧問弁護士のご案内

企業活動において生じる、人事労務や取引先とのトラブル、経営拡大・新規事業によって生ずる新たなリスク。弁護士法人リーガルプラスは、「適正な価格」で社内事情・業界をよく知る弁護士が、スピーディーに対応いたします。

#### 【対応業種】

介護・医療機関、保険代理業、飲食業、販売業、IT関連業、建築・内装業、製造業 など

総合ユニコム様主催 シニアビジネスセミナー

### 基礎講座

## 介護事業の経営者・管理者がおさえておきたい！ 現場で使える法務知識

#### 【主な内容】

介護事業特有のコンプライアンス態勢の構築手法から、問題職員・賃金・労働時間管理などの労務問題対応、介護事故を裁判に発展させないためのリスクマネジメントまで、事例をもとに解説します。

#### 開催概要

【日時】8月27日(月) 13:00~17:00

【場所】東京ガーデンパレス

【講師】リーガルプラス 代表弁護士:谷 靖介

【参加費】43,200円<sup>\*1</sup>(同一申込書にて2名以上参加の場合は38,880円<sup>\*2</sup>)

<sup>\*1</sup>1名様につき、消費税および地方消費税 3,200円を含みます。

<sup>\*2</sup>1名様につき、消費税および地方消費税 2,880円を含みます。

ご参加のお申込み  
お問い合わせ先

URL: <http://www.sogo-unicom.co.jp/pbs/seminar/2018/0806.html>

【内容に関するお問い合わせ】総合ユニコム株式会社 企画事業部 (TEL: 03-3563-0099)

※ご参加お申込みの際、お申込みフォームの「通信欄」に「講師割引適用」と明記いただくと、参加費が32,400円となります。



# 下請事業者の親事業者との取引について

親事業者は、下請事業者との取引では優位な立場にあり、下請事業者が親事業者から不利な扱いを受けないよう「下請法（正式名称：下請代金支払遅延等防止法）」という法律があります。よくある事例をもとに、法律違反の取引となっていないか確かめてみましょう。

なお、「親事業者」と「下請事業者」の定義、下請法の規制対象となる下請取引は、下請法2条が定めています。

Q

私は自動車の部品を製造する個人事業主です。自動車メーカーであるA社から自動車の部品の発注を受け、納期までに部品を納入しました。A社は、部品の社内検査が済んでいないという理由で、部品を受領した日から60日を超えても代金を支払いません。A社の対応に問題はないのでしょうか。

A社は部品を受領した日から起算して60日以内の期日で、支払期日を定める義務があります。60日を超える定めをした場合には、60日を経過した日の前日が支払期日となります。支払期限が定められていないときは、A社が部品を受領した日が支払期日となります。

社内検査が済んでいないことは支払遅延の理由にはならず、A社は60日を経過した日から遅延利息（年率14.6%）を支払わなければなりません。

Q

私の会社は印刷会社です。出版社であるB社から書籍の印刷を委託されています。B社から指定されているインクの原料の価格が高騰し、従前の単価のままでは対応できないことから、B社に単価の引き上げを求めました。B社は話し合いに応じてくれず、従前どおりの単価に据え置きました。B社の対応に問題はないのでしょうか。

B社が著しく低い単価を押し付けること（買いたたき）は禁止さ

れています。買いたたきに当たるかは、同種・類似の印刷の単価水準との比較、単価の決定方法・内容の不当性などを総合的にみて判断されます。

B社は、原料の価格動向を考慮せず、十分な協議も尽くさないまま単価を据え置いていることから、B社の対応は買いたたきに当たると判断されるでしょう。

Q

私の会社はトラック運送会社です。貨物運送業者であるC社から荷物の集配業務を委託されています。C社は自社の決算が苦しいと「協賛金」と称して現金の提供を要請してきました。C社の対応に疑問があったので、公正取引委員会に知らせたところ、今後の取引を停止すると言われました。C社の対応に問題はないのでしょうか。

C社が自社のために現金を不当に提供させることは禁止されています。

また、違反行為を公正取引委員会や中小企業庁に知らせたことを理由に、取引停止や取引数量の削減などの報復措置をとることは禁止されています。

なお、公正取引委員会が親事業者に対して違反事件の調査を行う際には、情報提供をした下請事業者が特定されないよう配慮しているようです。



【かしま法律事務所】  
所属弁護士：齋藤 碧（さいとう みどり）

### プロフィール

山形大学人文学部総合政策科学科卒業、大阪大学大学院高等司法研究科修了後、弁護士登録（茨城県弁護士会）。  
主に、交通事故、労災事故、債務整理、過払い金回収、相続、離婚、中小企業法務（労務問題）を中心に活動を行う。趣味は物を作ること、読書、音楽鑑賞。

## 事務所紹介《かしま法律事務所》

茨城県鹿嶋市にあるリーガルプラスかしま法律事務所は、リーガルプラス創立第1号の事務所です。

当法人代表の谷が2005年日本弁護士連合会の公設事務所プロジェクトに参加し、鹿嶋市へ赴任したことがきっかけで今に至っており、現在では所属弁護士3名にて地域の皆さまからのご相談をお受けしています。

鹿嶋の地からスタートした当法人は今年で創立10年を迎えました。これからもクライアントの皆さまに「プラス」の価値をご提供できるよう、所員一同、努める所存です。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。



## 編集後記

観測史上最も早い関東甲信の梅雨が明けて早半月が経ちました。そろそろ夏休みという方もいらっしゃるでしょうか。

夏といえば、海、プール、キャンプ、夏祭り、花火大会、お盆など、夏ならではの行事やイベント

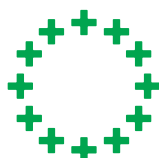
が様々ありますが、長期休暇を利用して、家族との絆を深めたり、ゆっくり本を読んでみたり、学びたかった講座を受けてみたりと、心とキャリアの充電期間にあてるのも有意義ですね。

リーガルプラスでは、交代で所員の夏季休暇取得を予定しています。各自しっかりと充電し、より良質な法律サービスの提供へつなげてまいります。お盆期間中も各事務所は通常通り営業しておりますので、お気軽にお問い合わせくださいませ。



※写真はイメージです。

法律トラブルや経営上の悩み。お気軽にご相談を。



安心の法律サポートで、あなたを守る

# LEGAL PLUS

弁護士法人 リーガルプラス  
【東京弁護士会所属】

ニュースレターをお読みになられた方からの法律相談・個別案件のお問い合わせ（平日・土曜 9:30~18:00）

【東京法律事務所】  
TEL:03-4455-9129

【市川法律事務所】  
TEL:047-712-5100

【津田沼法律事務所】  
TEL:047-409-6371

【千葉法律事務所】  
TEL:043-301-6761

【成田法律事務所】  
TEL:0476-20-3031

【かしま法律事務所】  
TEL:0299-85-3350